

# 令和4年度建設工事着工期労働災害防止運動実施結果

北海道労働局労働基準部安全課

## 1 令和4年度の「建設工事着工期労働災害防止運動」の特徴について

前年度は、「建設工事着工期労働災害防止運動」の期間中における、建設工事発注機関との協議会、建設関係事業者等に対する労働災害防止対策にかかる説明会の開催については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から主に文書での実施となりましたが、本年度は、Web開催などの実施環境が整ったことや、感染防止対策の一定の手法が確立されたこともあって、全署（支署）でWeb又は参集による協議会・説明会が開催されました。

また、建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全大会への出席及び建設工事現場への安全パトロールへの参加についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に戻りつつある状況です。

## 2 「建設工事着工期労働災害防止運動」の周知及び要請状況について

- (1) 各労働基準監督署（支署）より、全道で561の建設工事発注機関・建設関係団体等へ文書での周知及び取組の要請を実施しました。また、一部の署では地域FMに出演し周知及び取組の要請をしています。
- (2) 各労働基準監督署（支署）では、管内の建設工事発注機関との協議会をWeb又は参集により開催し、全道で275機関が出席し、周知及び取組の要請を行いました。
- (3) 各労働基準監督署（支署）では、管内の地場店社の現場管理者及び職長等に対する労働災害防止説明会をWeb又は参集により開催し、全道で543事業場が出席し、周知及び取組の要請を行いました。
- (4) 各労働基準監督署（支署）では、管内の本社を有する建設業の経営トップを対象とした労働災害防止説明会をWeb又は参集により開催し、全道で565事業場が出席し、周知及び取組の要請を行いました。
- (5) 各労働基準監督署（支署）では、管内の地区建設業協会等の建設関係団体が主催した労働災害防止説明会及び安全大会（全道で113回、参加人数7,800人（概数）が参加）に出席し、周知及び取組の要請を行いました。また、一部の署では建設関係者を対象とした改正労基法周知のための説明会においても、安全衛生担当者より期間中の運動の取組について説明を行っています。

## 3 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場への指導内容について

- (1) 建設工事現場に対する監督指導の内容について  
全道の監督指導件数は337件、そのうち、労働安全衛生法違反件数180件  
違反率は53.4%でした。
  - 主な労働安全衛生法違反の内容について
    - ・ 労働安全衛生法第29条(元方事業者の講ずべき措置等) 48現場

- ・ 労働安全衛生規則第563条(作業床の設置) 34現場
- ・ 労働安全衛生規則第655条(足場についての措置) 19現場
- ・ 労働安全衛生規則第519条(高さ2m以上の墜落防止) 16現場
- ・ 労働安全衛生規則第562条(足場の最大積載荷重) 11現場
- ・ 労働安全衛生規則第18条(作業主任者の氏名の周知) 10現場

(2) 建設工事現場に対する安全衛生指導の内容について

全道の安全衛生指導件数は121件、そのうち、安全衛生指導件数93件  
指導率は76.9%でした。

○ 主な安全衛生指導の内容について

- ・ はしご、足場、開口部等の墜落・転落災害防止に関する指導 40現場
- ・ 建設機械の作業計画、接触防止、運転資格等に関する指導 22現場
- ・ 下請、作業主任者、災害防止協議会等の安全衛生管理体制の指導 31現場

(3) 建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全パトロールについて

各労働基準監督署(支署)では、建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全パトロールにおいて、全道で24回(65工事現場)参加し、安全衛生指導を行いました。

4 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場の指導における問題点について

- ・ 小規模の建設工事現場では、墜落・転落防止措置が徹底されていない現場が散見された。
- ・ 墜落制止用器具の使用について、新規格に適合したものであるかを確認できていない現場が確認された。
- ・ 石綿関係の指導が多数認められた。(事前調査結果報告未届、事前調査不備(仕上塗材の調査漏れ)、お知らせ看板掲示なし、施工写真・作業記録の保存なし等)